

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No. 54

No.54 2015.12.11

■ 12/4 解雇自由法制反対集会に 250 人超が集結！！

「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」で、解雇の金銭解決制度について議論が始まったことを受けて、12月4日、「解雇の自由に反対する働く者の総決起集会」が開かれました。会場には250人を超える参加者が結集し、解雇の自由化にNO!!の声をあげました。

まず、棗幹事長からの基本報告では、解雇の金銭解決制度が導入されれば、解雇された労働者が職場復帰を目指すことができなくなるとして、良心的な使用者等も巻き込んで大きな反対運動をすべきだとの指摘がありました。そして、逆に、解雇された労働者が職場復帰をしやすくするような法制度を提案していくべきだと提言しました。

続いて、検討会委員である連合東京の高村さん、労働弁護団常任幹事の水口弁護士より報告がありました。

高村さんは、規制改革会議で経営法曹の石崎弁護士も「労働審判があるから不要。今ある制度をより信頼される制度にすることを目指すべき」、菅野教授も「解決金額の画一的な基準は紛争当事者の理解を得られにくく、現在ある制度を逆に阻害しかねない」と反対している、と指摘。そんな制度をどうして作るのか、と疑問を呈しました。そして、推進派の鶴教授は「労働者側からの申立のみ」と強調するが、一旦空いた風穴は必ず大きく拡大されてしまい、解雇は金銭解決という風潮が起きてしまうとして、

労働者からの申立であればよいという許容論に釘を刺しました。

また、同じく検討会委員である水口弁護士は、研究会の中で鶴教授は「労働者の多様な解決方法をつくるべき。」八代氏は「今更、金銭解決の導入の是非について判断するなんておかしい。」と言って積極的に議論を進めようとしていることを指摘。このままだと労働者の救済のための制度だと宣伝されて、導入ありきで議論が進められてしまう危険性があると述べ、組合と弁護士、労働者の声を集中して取り組んでいく必要を強調しました。

解雇を争う当事者である、東京管理職ユニオンリーコー支部の牧野さん、マタハラ被害者のAさん、全港湾浪速通運支部の藤田さん、IBMロックアウト解雇訴訟の橋本さんらも、解雇の金銭解決が導入されれば裁判の意味がなくなる、金さえ払えば職場復帰させなくてもいいと認めることになる、と反対の声をあげました。

連合東京の小野さん、全港湾の松本さん、全日建の小谷野さん、総合サポートユニオンの坂倉さん、全労協の柚木さん、全労連の伊藤さんも壇上に立ち、労働組合として反対を貫いていく決意を述べていただきました。この集会の勢いに乗って、解雇自由法制は要らない！という社会的議論を巻き起こしていきたいと思います。

【発信元】

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4 階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790

